

## 2.4 居住誘導区域に含めない区域

居住誘導区域は、居住を誘導する以上、一定の防災上の安全を担保されていることが必要である。そのためSTEP3として、以下の区域は、居住誘導区域に含むことが相応しくない区域として、2.3で設定した区域から除外する。

なお、災害の危険性が高い区域の取り扱いについては、次ページに整理する。

- 居住誘導区域に含まないこととされている区域：土砂災害特別警戒区域
- 原則として居住誘導区域に含まないこととすべき区域：該当なし
- 居住を誘導することが適当でないと判断される場合は、原則として居住誘導区域に含まないこととすべき区域：土砂災害警戒区域（地すべり）、浸水想定区域（浸水深3.0m以上）、家屋倒壊等氾濫想定区域
- 居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域：工業地域

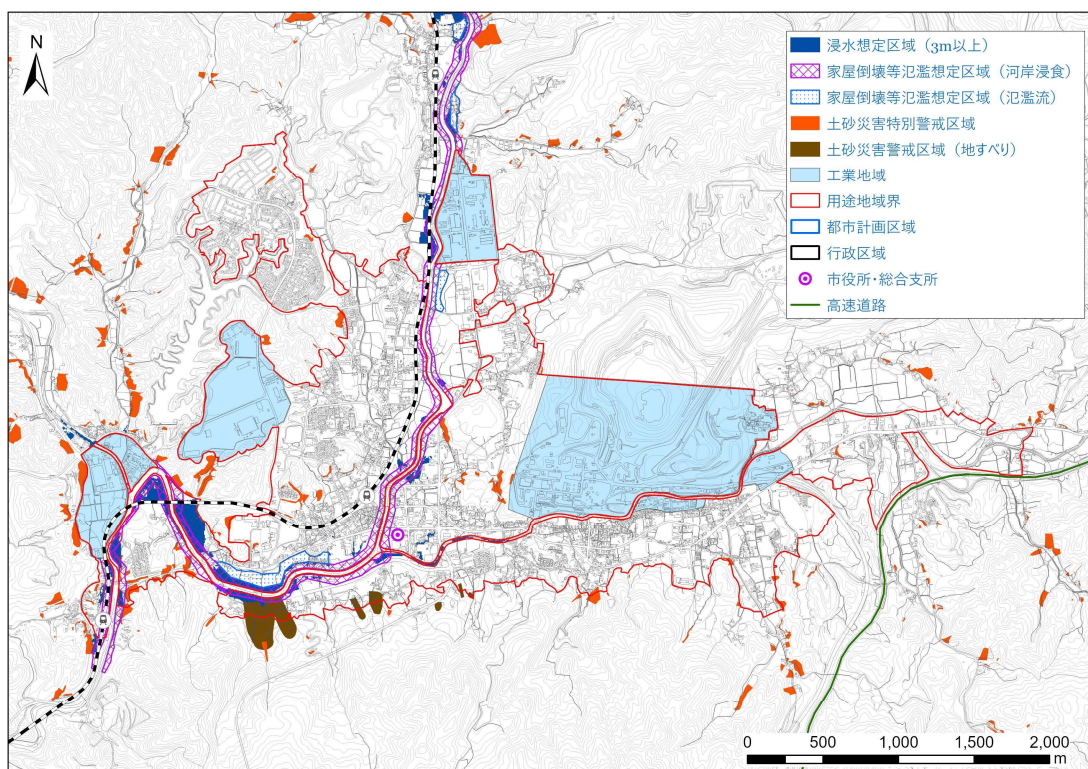
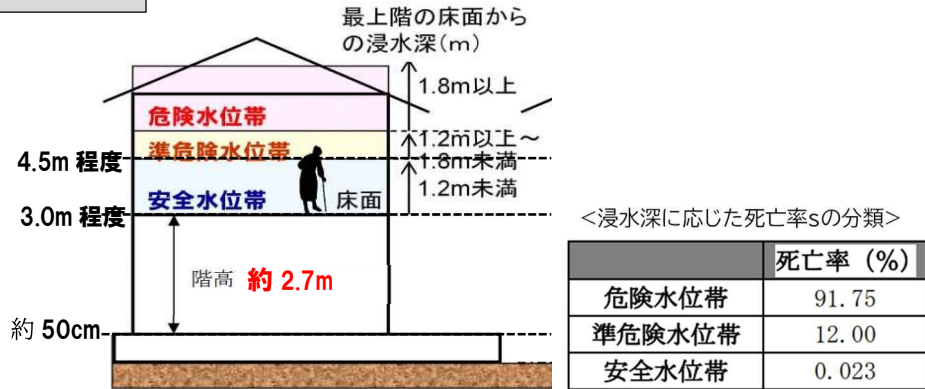


図 4-12 居住誘導区域に含めない区域

## ＜居住誘導区域の設定における洪水浸水想定区域の考え方＞

- 本市では、浸水想定区域内に都市機能が集積している区域が含まれるため、災害リスク情報の周知をはじめとして、防災対策の充実を図ることを条件に居住機能誘導区域に含める。ただし、浸水深 3.0m 以上では 1 階部分が水没し、2 階以上への垂直避難も困難となることから、想定最大規模（L2）において浸水深 3.0m 以上の区域は居住誘導区域から除外する。

65 歳以上の場合



出典：水害の被害指標分析の手引き（2013 年）

（参考）

- 計画規模（L1）：洪水防御に関する計画の基本となる降雨に伴う洪水による浸水想定で、その規模を超える洪水が発生する確率は 1/50（厚狭川）、1/100（厚東川、大田川）（厳密には、毎年 1/50（約 2%）、1/100（約 1%）の確率で発生すると予測されるものである。）程度となる。
- 想定最大規模（L2）：想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水による浸水想定で、その規模を超える洪水が発生する確率は 1/1,000 程度となる。
- 浸水深が 0.5m を超えると徒歩による避難が困難になる可能性
- 浸水深が 3.0m を超えると垂直避難による対応が困難
- 浸水深が 4.5m を超えると高齢者等の安全水位帯を超え、死亡率が増大

## ＜居住誘導区域の設定における家屋倒壊等氾濫想定区域の考え方＞

- 本市では、河川沿いに家屋倒壊等氾濫想定区域が存在する。家屋倒壊等氾濫想定区域は、浸水深に関わらず、「垂直避難」では危険を回避することは困難であり、生命・財産への甚大な被害が懸念されることから全面的に居住誘導区域から除外する。



堤防決壊に伴い木造家屋が倒壊した状況

河岸侵食により家屋倒壊した状況

出典：家屋倒壊等氾濫想定区域について（国土交通省 2016 年）

（参考）

- 家屋倒壊等氾濫想定区域：洪水時に家屋が流失・倒壊等のおそれがある範囲で、洪水時における水平避難が必要な区域・垂直避難が可能な区域の判断等に有効な情報となる。
- 氾濫流：氾濫水の流れの力が大きく家屋倒壊の危険がある区域
- 河岸浸食：河川の流れにより土地が浸食され流失する危険がある区域

## 〈居住誘導区域の設定における土砂災害警戒区域・特別警戒区域の考え方〉

- 本市では、一部の家屋等が土砂災害警戒区域、又は土砂災害特別警戒区域内に含まれる。土砂災害特別警戒区域は、土砂災害の種類（土石流・地すべり・急傾斜地の崩壊）を問わず、生命・財産への甚大な被害が懸念されるもので、いわゆる「災害レッドゾーン」に分類されており、“原則として居住誘導区域には含めない”こととされているため、全面的に居住誘導区域から除外する。
- 土砂災害警戒区域は、災害の種類や予見の困難さを考慮し、「地すべり」に該当する土砂災害警戒区域は居住誘導区域から除外する。各種災害の種類の概要を下表に整理する。

災害の種類	概要
土石流	山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が一体となって流下する自然現象であり、主として豪雨等に伴って発生することから予見が比較的容易で、円滑な情報提供・迅速な避難等により被害を抑制しやすい。
地すべり	土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象であり、予見は困難である。
急傾斜地の崩壊	傾斜度 30° 以上である土地が崩壊する自然現象であり、地震動等により引き起こされる可能性もあることから、予見は困難である。 ただし、山口県建築基準法施行条例第 7 条（擁壁の設置）では、「高さが 2m をこえるがけの上又は下に建築物を建築する場合において、当該建築物が次に掲げる範囲内にあることとなる時は、擁壁を設けなければならない。」とされていることから、結果的に「土砂災害警戒区域」内においては土砂災害に耐えうる構造物等と認められる建築物等のみが許可されることとなり、人的被害等の甚大な被害が発生する可能性は高くない。



## 2.5 居住誘導区域の設定

2.1～2.4の結果から本市における「居住誘導区域の概ねの範囲」を設定したうえで、市街地としての一体性等を考慮し、居住誘導区域を設定した。

居住誘導区域の面積は、370.0ha（用途地域の46.1%）である。

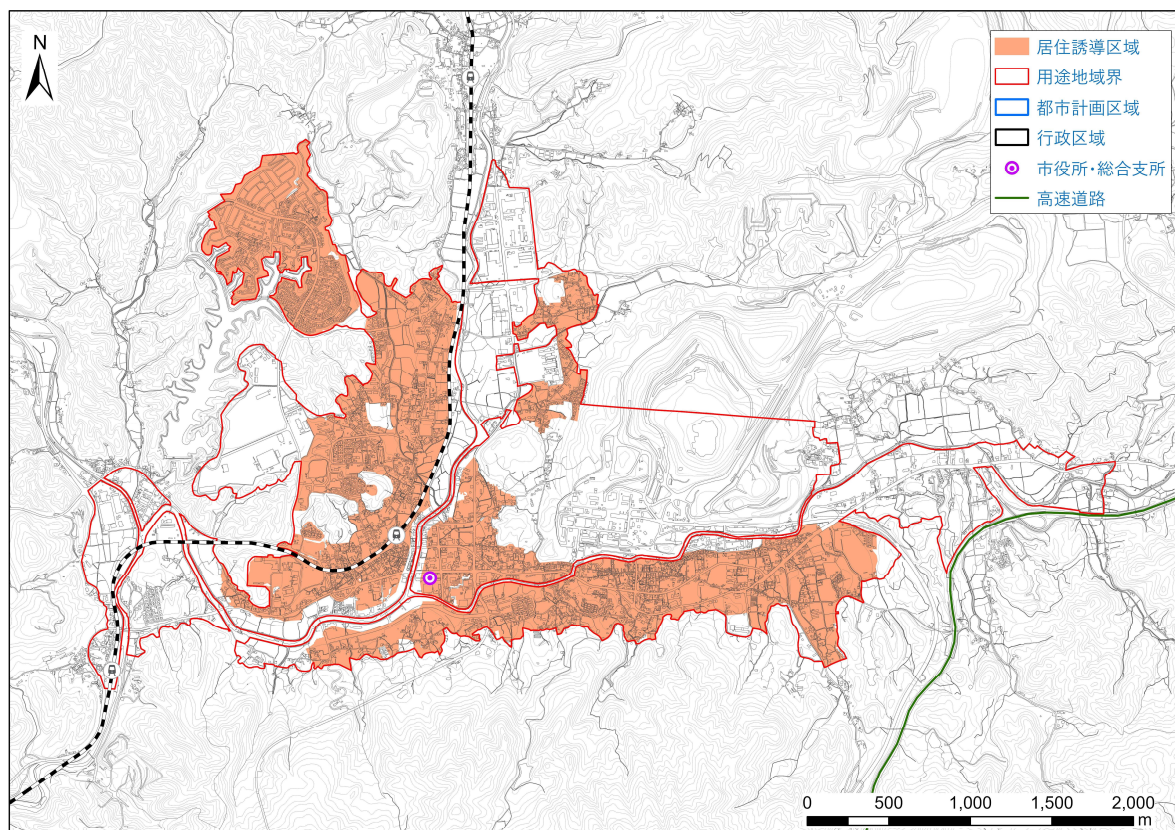


図 4-13 居住誘導区域



### 3 居住誘導区域外の考え方

#### 3.1 地域拠点エリアの考え方

本市の誘導区域設定の考え方に基づくと、秋芳地域、美東地域は対象外となる。また、立地適正化計画は、都市計画区域内を対象としているため、秋芳地域の一部と美東地域全域は都市再生特別措置法に基づく誘導区域や誘導施設の設定対象外である。

一方、秋芳地域、美東地域は、比較的人口が集積している地域が存在するだけでなく、中心部には、地域住民の生活を支える都市機能が立地し、地域拠点を形成していることから、これらを維持し、現在居住している市民の居住環境や交通利便性を確保する区域として「地域拠点エリア」を設定する。なお、地域拠点については、P6 及び P15 に掲載している。

地域拠点は、地域コミュニティの醸成や拠点間をつなぎ循環を生むハブの機能を有するものとして設定している。そのため、地域住民等が往来・交流し、地域拠点を訪れれば日常生活の用事を済ませることができるところ、なおかつ、地域住民等の暮らしや地域活動での安全を担保するため、災害時に安全が確保できる場所に、各地域拠点が担う役割を踏まえながら「地域拠点エリア」を設定する。

秋芳地域が担う役割	美東地域が担う役割
美祢市の観光の玄関口	美祢市東部の圏域間交流のゲートウェイ
秋芳地域が目指す姿	美東地域が目指す姿
秋芳地域の地域拠点は、 ①日常生活の基本的な用事を済ませることができ、 ②安全に安心して ③人々が集まって活動したり、体を動かしたりして、心と身体の健康を維持できるとともに、 ④居住者と来街者の交流が絶え間なく生まれる場所	美東地域の地域拠点は、 ①日常生活の基本的な用事を済ませることができ、 ②安全に安心して ③人々が集まって活動したり、体を動かしたりして、心と身体の健康を維持できるとともに、 ④近隣市町村との往来や交流が日常に根付いた場所

図 4-14 地域拠点の役割・目指す姿

#### 3.2 地域拠点エリアの設定

地域拠点エリアの考え方を踏まえ、以下の設定要件に基づき、地域拠点エリアを設定した。

なお、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）については、河川空間も含めた一体的なまちづくりを推進していく観点から、誘導施設の立地は許容する。

表 4-1 地域拠点エリアの設定要件

	地域拠点エリアの設定要件(秋芳地域)	地域拠点エリアの設定要件(美東地域)	
人口密度・都市機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域コミュニティを醸成する地域拠点として、既存集落が形成されている区域</li> <li>・令和2年国勢調査基本単位区の人口密度5人/ha以上の地区</li> <li>■公共施設や店舗、病院等の生活サービスが集積し地域の日常生活を支える区域を設定</li> <li>・支所を中心に都市機能が2つ以上集積している区域とその周辺</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域コミュニティを醸成する地域拠点として、既存集落が形成されている区域</li> <li>・令和2年国勢調査基本単位区の人口密度5人/ha以上の地区</li> <li>■公共施設や店舗、病院等の生活サービスが集積し地域の日常生活を支える区域を設定</li> <li>・支所を中心に都市機能が2つ以上集積している区域とその周辺</li> </ul>	要件に基づきエリアを設定 → エリアから除外
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>秋吉台などの観光地や拠点間をつなぎ循環を生むハブ機能を担う拠点として、交通利便性の高い区域を設定</li> <li>・一定の運行本数(往復10本/日)以上のバス徒歩圏(バス停留所:300m)とその周辺</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>拠点間をつなぎ循環を生むハブ機能を担う拠点として、交通利便性の高い区域を設定</li> <li>・一定の運行本数(往復10本/日)以上のバス徒歩圏(バス停留所:300m)とその周辺</li> </ul>	
安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害に対する安全性が確保される区域として、以下の災害の危険性が高い区域を除外</li> <li>・浸水想定区域(浸水深3.0m以上)</li> <li>・土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域</li> <li>・大規模盛土造成地</li> <li>・家屋倒壊等氾濫想定区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害に対する安全性が確保される区域として、以下の災害の危険性が高い区域を除外</li> <li>・浸水想定区域(浸水深3.0m以上)</li> <li>・土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域</li> <li>・大規模盛土造成地</li> <li>・家屋倒壊等氾濫想定区域</li> </ul>	

※農用地区域、国定公園の特別地域、地域森林計画対象の民有林はエリアから除外



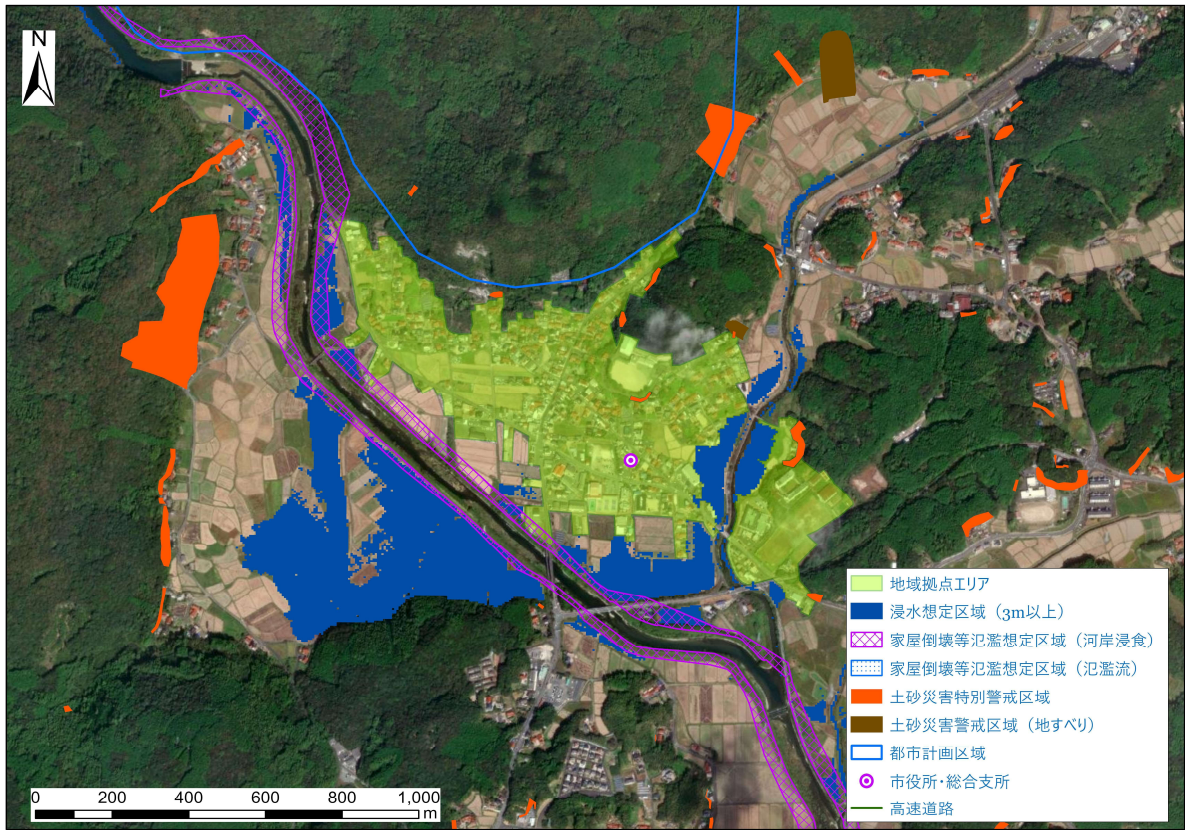


図 4-15 地域拠点エリア【秋芳地域】

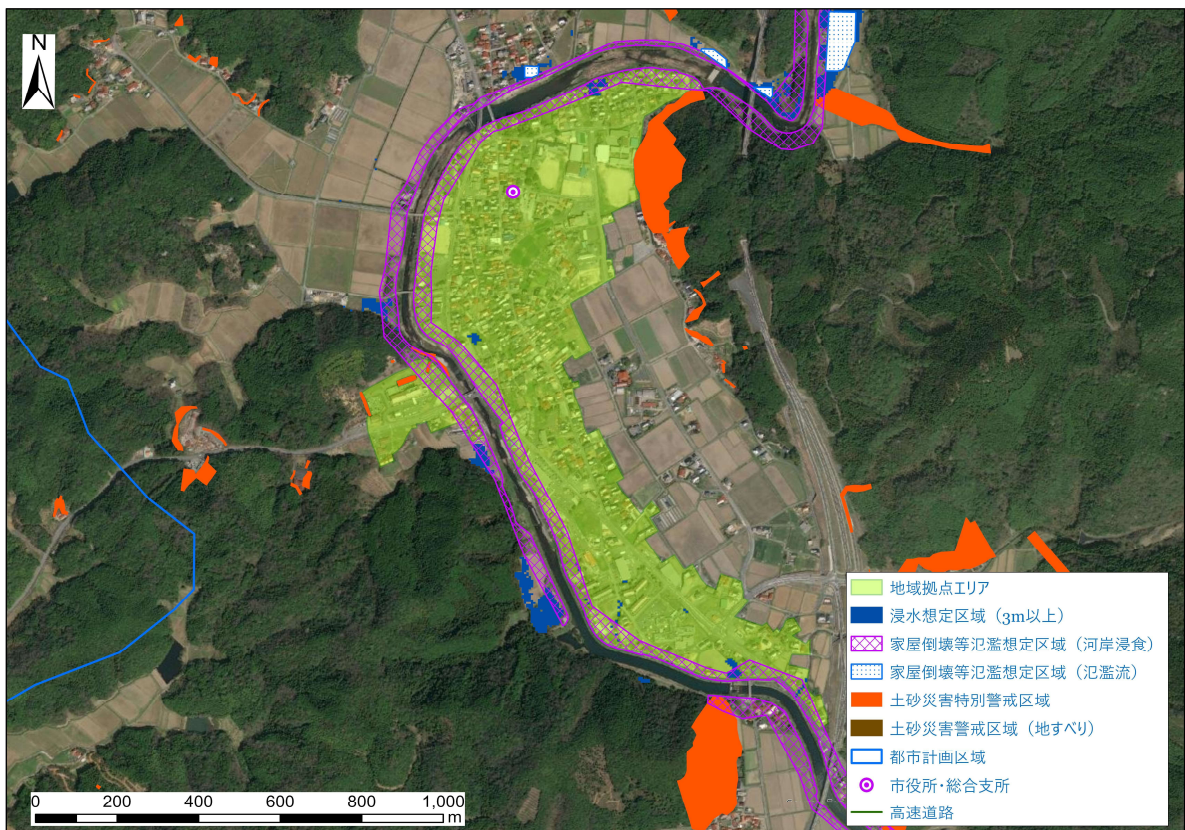


図 4-16 地域拠点エリア【美東地域】